

北九州市大規模小売店舗立地法 運用事務手引書

平成30年7月
北九州市

この手引書は、北九州市内において大規模小売店舗の設置、施設の配置や運営方法等を変更しようとする場合に必要となる法令等（大規模小売店舗立地法、大規模小売店舗立地法施行令、大規模小売店舗立地法施行規則、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針、北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱）に基づく手続についてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続を行う場合には、この手引書を参照していただくとともに、手続を円滑に進めるため、早めに窓口までご相談ください。

大規模小売店舗立地法に関する問い合わせ先

北九州市 産業経済局 新成長戦略推進部 商業・サービス産業政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

商業・サービス産業政策課ホームページ（大規模小売店舗立地法関連）

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_0209.html

目次

I 手引書の利用にあたって	1
1 略称について.....	1
2 法令等の条番号の表記について.....	1
II 大規模小売店舗立地法の概要	2
1 法の目的.....	2
2 対象となる店舗.....	2
2-1 一の建物について.....	2
2-2 店舗面積について.....	2
(1) 語句の定義.....	2
(2) 店舗面積の範囲.....	3
3 届出を行う者.....	5
3-1 設置者.....	5
3-2 設置者が複数いる場合の取り扱い.....	5
3-3 代理人等による手続.....	5
4 届出項目・添付書類.....	5
4-1 届出事項.....	5
4-2 添付書類.....	6
III 北九州市における手続全般の流れ	7
1 事前協議.....	7
1-1 出店（変更）計画事前協議書の提出.....	7
(1) 手続開始の時期.....	7
(2) 提出書類.....	7
(3) 他関係機関との事前協議.....	7
1-2 出店（変更）計画概要書の提出.....	8
1-3 情報提供.....	8
2 法定手続.....	8
2-1 届出書等の提出.....	8
(1) 届出書等の提出.....	8

(2) 提出方法等.....	8
(3) 様式・提出部数.....	9
2-2 市の公告・縦覧等	9
(1) 市の公告	9
(2) 縦覧	10
(3) 情報提供	10
2-3 説明会	11
(1) 説明会の開催回数等	11
(2) 説明会を開催する必要がないと認める場合	11
(3) 説明会の開催公告	12
(4) 説明会の開催	12
(5) 説明会を開催することができないと認める場合	12
(6) 説明会の実施状況報告	13
2-4 住民等の意見書	13
(1) 意見書の提出	13
(2) 意見書の公告・縦覧	14
2-5 本市の意見	14
(1) 本市の意見がある場合	14
(2) 本市の意見がない場合	14
2-6 本市の意見を踏まえた届出事項の変更等	15
(1) 添付書類の事項のみの変更	15
(2) 届出事項の変更	15
(3) 届出を変更しない場合	15
(4) 出店制限	15
2-7 本市の勧告	15
(1) 勧告する場合	15
(2) 勧告しない場合	16
(3) 勧告内容の公告	16
2-8 本市の勧告を踏まえた届出事項等の変更	16
(1) 添付書類の事項のみの変更	16
(2) 届出事項の変更	16
2-9 市の公表	16
(1) 公表前の協議	16
(2) 公表	17
2-10 届出の取り下げ	17
2-11 生活環境の保持の配慮	17

IV 大型店の新設の手続（法第5条第1項関係）	18
--------------------------------------	-----------

1 手続フロー図	18
-----------------------	-----------

2	届出の要否	19
3	手続の注意点.....	19
3-1	事前協議	19
3-2	届出書等の提出	19
3-3	市の公告・縦覧等	20
3-4	説明会	20
	(1) 説明会の開催回数等	20
	(2) その他の方法による周知	20

V 大型店の変更の手続（法第6条第1項関係）.....21

1	手続フロー図.....	21
2	届出の要否	21
2-1	大型店の名称等の変更	21
2-2	設置者の名称等の変更	21
2-3	小売業者の名称等の変更	22
3	手続の注意点.....	22
3-1	事前協議	22
3-2	届出書等の提出	22
3-3	市の公告・縦覧等	22
3-4	説明会	22
3-5	住民等の意見の提出	22

VI 大型店の変更の手続（法第6条第2項関係）.....23

1	手続フロー図.....	23
2	届出の要否	24
2-1	一時的な変更	24
2-2	大型店を新設する日の変更	24
2-3	店舗面積の変更	24
2-4	駐車場・駐輪場の変更	25
2-5	荷さばき施設の変更	25
2-6	廃棄物等保管施設の変更	25

2-7	利用時間帯の変更	26
3	手続の注意点	26
3-1	事前協議	26
3-2	届出書等の提出	26
3-3	説明会	26
	(1) 説明会の開催回数等	26
	(2) 説明会を開催する必要がないと認める場合	27
4	軽微な変更	27
4-1	軽微な変更の概要	27
4-2	手続	27
	(1) 軽微変更申出書の提出	27
	(2) 本市の承認・不承認	27
VII	既存店の変更の手続（法附則第5条第1項関係）	29
1	手続フロー図	29
2	届出の要否	30
2-1	大型店の名称等の変更	30
2-2	設置者の名称等の変更	31
2-3	小売業者の名称等の変更	31
2-4	店舗面積の変更	31
2-5	駐車場・駐輪場の変更	32
2-6	荷さばき施設の変更	32
2-7	廃棄物等保管施設の変更	32
2-8	利用時間帯の変更	33
3	手続の注意点	33
VIII	その他の手続	34
1	大型店の廃止の手続（法第6条第5項関係）	34
1-1	届出の要否	34
1-2	廃止の手続	34
	(1) 大規模小売店舗廃止届出書の提出	34
	(2) 届出の公告	34
2	承継の手続（法第11条第3項）	34

2-1	届出の要否	34
2-2	承継の手續	34
3	報告（法第14条）	35
3-1	設置者の報告	35
3-2	小売業者の報告	35

I 手引書の利用にあたって

1 略称について

この手引書で用いる略称は、次のとおりです。

法	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）
旧法	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）
令	大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）
規則	大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）
指針	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）
要綱	北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱
大型店	法2条2項に規定される大規模小売店舗
既存店	大規模小売店舗のうち、旧法に基づく届出を行い、法の施行期日（平成12年6月1日）に既に開店している店舗（旧法で届出義務のなかった生協や農協等の店舗を含む）及び平成13年1月31日までに開店、増床等の変更を行った店舗で、法附則5条1項又は3項の規定に基づく届出事項の変更を行っていない店舗
窓口	北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

2 法令等の条番号の表記について

法令等の条文を参照する場合の表記は次の例によります。また、法令等の条文を参照する場合には、文中【 】内に記載します。

例) 大規模小売店舗立地法第5条第1項	→ 法5①
大規模小売店舗立地法第5条第1項第1号	→ 法5①1
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項	→ 法附5①

II 大規模小売店舗立地法の概要

1 法の目的

大型店の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持のため、大型店を設置する者（以下「設置者」）により施設の配置・運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済・地域社会の健全な発展や国民生活の向上に寄与することを目的としています【法1】。

2 対象となる店舗

一の建物内の店舗面積（小売業を行うための店舗用に使用される床面積）の合計が1,000㎡を超える店舗が対象となります【法2、法3①、令1、令2】。

2-1 一の建物について

一の建物は、次の建物を含みます【令1】。

- | |
|--------------------------------------------------------------|
| ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（公共用道路等によって二つ以上の部分に隔てられているときは、各部分を一の建物とします） |
| ② 通路によって接続され、機能が一体となっている二つ以上の建物 |
| ③ 一の建物とその附属建物をあわせたもの |

2-2 店舗面積について

店舗面積は、小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行うための店舗用に使用される床面積をいいます【法2①】。

(1) 語句の定義

小 売 業	日本標準産業分類上の「飲食店業」を含みませんが、「物品加工修理業（洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等）」を含みます。
小 売 業 を 行 う	物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。
小売業を行うための店舗	① 小売業を行うための建物で、その場所に客を来集させて小売業を行うために直接使用されるものをいいます。 ② 同一の店舗で小売業と小売業以外の事業を行っている場合は、各事業に直接使用される部分が明確に区別できない限り、当該店舗の全部が該当します。 ③ 通常、店舗以外の用途に使用されている建物で、非恒常的に店舗を開設する場合は、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば該当しません。
床 面 積	建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。

(2) 店舗面積の範囲

店舗面積の範囲は次のとおりです。

① 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義
売場	直接物品販売に使用する部分をいいます。ショーケース等直接物品販売に使用する施設に隣接し、顧客が商品の購入や選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含みます）は売場とみなします。
ショーウィンド	階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含みません。
ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示や実演に使用する施設をいいます。
サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいいます。
物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工や修理の顧客からの引受（加工や修理のための物品の引渡を含みます）に直接使用する部分をいいます。当該部分が加工や修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないときは、その全部を店舗面積に含みます。

② 店舗面積に含まれない部分

部分名	定義
階段	上り階段・下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場・階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいいます。 また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業に使用しないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含みません。
エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含みます）部分をいいます。 また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分や吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業に使用しないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含みません。
エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分します。 また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業に使用しないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含みません。

売場間通路・連絡通路	<p>壁等により売場と明確に区分された売場として利用できない通路、建物と建物をつなぐため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業に使用しないことを前提に、店舗面積に含みません。</p> <p>また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業に使わないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含みません。</p>
文化催場	<p>展覧会等の文化催しのために使用又は使用させる場所で、<u>間仕切り</u>等で区分された部分をいいます。</p>
休憩室	<p>客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設で、<u>間仕切り</u>等で区分された部分をいいます。</p>
公衆電話室	<p>公衆電話室で、<u>間仕切り</u>等で区分された部分をいいます。</p>
便所	<p>便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分された部分をいいます。</p>
外商事務室等	<p>外商や常得意先に対する業務のみを行う場所であって、<u>間仕切り</u>等で区分された部分をいいます。</p>
事務所・荷扱い所	<p>事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設で、<u>間仕切り</u>等で区分された部分をいいます。</p>
食堂等	<p>食堂、喫茶室等をいいます。</p>
塔屋	<p>エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいいます。</p> <p>ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとします。</p>
屋上	<p>塔屋を除いた屋上部分をいいます。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとします。</p>
はね出し下・軒下等	<p>建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいいます。</p> <p>ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとします。</p>

※1 間仕切りは、原則として壁、棚、扉等で固定したものとします。

※2 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められていますが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとします。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1m以下にある部分を除きます）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1m以上突き出したものがある場合においては、その端から水平距離1m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による」に準ずるものとします。

3 届出を行う者

設置者が、届出者となります【法5①、法6①、法6②⑤、法8⑦、法9④、法11③、法附5①】。

3-1 設置者

設置者とは、当該建物の所有者をいい、賃借権・使用借権を有する者等は含みません。

なお、設置者が法人の場合には、法人の代表者は、代表権を有する者としており、代表権のない取締役は設置者である法人の代表者にはなれません。

3-2 設置者が複数いる場合の取り扱い

設置者が複数いる場合は、全員又は一部が共同して行うことができます【令3】。全員が届出の義務を負うこととなりますので、一部の設置者が連名で届出をすることはできますが、残りの設置者についても別途届出が必要です。

3-3 代理人等による手続

手続をコンサルタント等の事業者に委託する場合は、必ず設置者の了解を得てから手続を始めてください。また、手続の中で届出書等に新たな対策を盛り込む等、追加の記載事項が生じた場合には、必ず設置者・小売業者に確認してください。

4 届出項目・添付書類

4-1 届出事項

設置者は、大型店を新設する際には、次の事項の届出が必要です【法5①、規則3】。

(1) 大型店の名称・所在地【法5①1】
(2) 設置者の氏名（名称）・住所、法人の場合は代表者の氏名、小売業者の氏名（名称）・住所、法人の場合は代表者の氏名【法5①2】
(3) 大型店の新設をする日【法5①3】
(4) 大型店内の店舗面積の合計【法5①4】
(5) 大型店の施設の配置に関する事項【法5①5】 ① 駐車場の位置・収容台数【規則3①1】 ② 駐輪場の位置・収容台数【規則3①2】 ③ 荷さばき施設の位置・面積【規則3①3】 ④ 廃棄物等の保管施設の位置・容量【規則3①4】
(6) 大型店の施設の運営方法に関する事項【法5①6】 ① 小売業者の開店時刻・閉店時刻【規則3②1】 ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯【規則3②2】 ③ 駐車場の自動車の出入口の数・位置【規則3②3】 ④ 荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯【規則3②4】

4-2 添付書類

届出には、次の事項を記載した書類の添付が必要です【法5②、法6③、法8⑧、法9⑤、規則4①】。

(1) 登記事項証明書（法人の場合）【規則4①1】
(2) 主に販売する物品の種類【規則4①2】
(3) 建物の位置、小売業の店舗の配置を示す図面【規則4①3】
(4) 必要駐車場台数を算出するための来客の自動車台数等の予測の結果・算出根拠【規則4①4】
(5) 駐車場の出入口の数・位置を設定するために必要な事項【規則4①5】
(6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路・方法【規則4①6】
(7) 荷さばき施設で商品の搬出入を行うための自動車の台数・荷さばきを行う時間帯【規則4①7】
(8) 遮音壁を設置する場合の位置・高さを示す図面【規則4①8】
(9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機や送風機を設置する場合の稼働時間帯・位置を示す図面【規則4①9】
(10) 平均的な状況の日における等価騒音レベルの予測の結果・算出根拠【規則4①10】
(11) 夜間に大型店の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合の騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果・算出根拠【規則4①11】
(12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量の予測の結果・算出根拠【規則4①12】

Ⅲ 北九州市における手続全般の流れ

1 事前協議

本市では、大型店の新設（法5①）、届出事項の変更（法6②、法附5①）の手続の場合には、法定の届出の前に届出事項等に関する事前協議をお願いしています（変更の場合は案件によっては事前協議を省略することもあります）【要綱3】。

これは、あらかじめ関係機関が所管する法令、条例等との整合性を図り、出店（変更）計画の内容が法令で定める手続中に変更されることを可能な限り避けることで、円滑な手続の進行を図るために行うものです。

なお、事前協議を経て届出書を提出した場合でも、法令に基づく住民等の意見を考慮して、事後、本市から法令に基づく意見を述べるときがありますので、ご注意ください。

1-1 出店（変更）計画事前協議書の提出

（1）手続開始の時期

届出書の提出後、8ヶ月間は大型店の新設（法5①）や届出事項の変更（法6②、法附5①）を行うことができない（ただし、施設の運営方法に関する変更及び軽微な変更を除く。以下「8ヶ月制限」）【法5④、法6④】ことや、案件によっては時間を要するケースがありますので、余裕をもって進めてください。

事前協議の開始時期の目安は次のとおりです。

手続の種類	事前協議の開始時期
大型店の新設【法5①】	おおむね届出書提出の3ヶ月前
届出事項の変更【法6②】	おおむね届出書提出の2ヶ月前
既存店の届出事項の変更【法附5①】	おおむね届出書提出の2ヶ月前

（2）提出書類

設置者は、出店（変更）計画事前協議書（要綱第1号様式）に、建物配置図、各階平面図、周辺見取図等、新たに設置しようとする店舗の概要が分かる資料を添えて、持参又は郵送により窓口へ5部提出してください【要綱3①】。出店（変更）計画事前協議書に基づいて、本市の関係部署と事前協議を行います。

（3）他関係機関との事前協議

大型店の新設（法5①）や届出内容の変更（法6②、法附5①）は、周辺地域の交通量に大きな変化を及ぼす可能性があるため、出店地域を管轄する警察や道路管理者とも事前協議が必要です。

1-2 出店（変更）計画概要書の提出

本市の関係部署との事前協議を経て、出店（変更）計画の内容が確定した時点で、次のとおり出店（変更）計画概要書（要綱第2号様式）を持参又は郵送により窓口へ 15部 提出してください【要綱3②】。

なお、**事前に出店地域を管轄する警察や道路管理者ともあらかじめ十分な調整を行ってください。**

<出店（変更）計画概要書の構成>

- I 大規模小売店舗立地法に基づく届出事項
- II 大規模小売店舗立地法に基づく添付書類
- III 指針に基づき配慮するために記載する事項
- IV その他店舗計画に関する事項
- 別添1 添付図面その1（I・IIに関するもの）、添付図面その2（IIIに関するもの）
- 別添2 交通量調査及び交通量予測、騒音予測

※1 I、II及び別添1（添付図面その1）は、正式な届出時に、法令に基づき提出が義務付けられている書類に相当するものです。

※2 III、別添1（添付図面その2）及び別添2は、届出内容が指針に適合しているかを判断するために必要な書類です。

※3 IVは、I～III以外の項目で、店舗計画に関する事項を記載するものです。

※4 本様式は、提出書類の参考例です。必要事項の記載があれば必ずしも本様式を使用する必要はありませんが、円滑な事務の執行を図る観点から、本様式の使用に協力ください。

1-3 情報提供

大型店の新設（法5①）や届出内容の変更（法6②、法附5①）は、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があるため、出店する地域に住民の自治組織や学校等がある場合は、法令に基づく説明会のほかに、事前説明を行う等、早期の情報提供に努めてください。

2 法定手続

2-1 届出書等の提出

(1) 届出書等の提出

設置者等は、法、規則及び要綱に基づく届出を行う場合は、次のとおり届出書・添付書類を持参又は郵送により窓口へ提出してください【法5①、法6①・②・⑤、法8⑦、法9④、法11③、法附5①】。

なお、**法6①、法6⑤、法11③の届出は添付書類の提出の必要はありません。**

(2) 提出方法等

提出方法	持参又は郵送
受領確認	届出書の受付印を押印した後、その写しを設置者へ交付

(3) 様式・提出部数

届出書の様式・提出部数は次のとおりです【規則3③、規則6、規則7②、規則9、規則16、規則18、規則19、規則20、要綱4】。

届出の種類	届出の様式名	部数
① 大型店の新設 【法5①】	大規模小売店舗届出書 【規則3③】	5
② 届出事項の変更 【法6①】	変更届出書 【規則6】	5
③ // 【法6②】	変更届出書 【規則7②】	5
④ // 【法附5①】	大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書 【規則20】	5
⑤ 大型店の廃止 【法6⑤】	大規模小売店舗廃止届出書 【規則9】	1
⑥ 市の意見を踏まえた届出事項の変更 【法8⑦】	届出事項変更届出書 【規則16】	5
⑦ 市の勧告を踏まえた届出事項の変更 【法9④】	届出事項変更届出書 【規則18】	5
⑧ 設置者の承継 【法11③】	承継届出書 【規則19】	1

※1 広域案件（届出に係る大型店の敷地境界線から1kmの範囲内に他の市町の区域がある場合）は 1部 追加してください【要綱4】。

※2 添付書類のうち登記事項証明書の正本は 1部 で、残りは写しで構いません。

2-2 市の公告・縦覧等

(1) 市の公告

設置者からの届出等があった場合は、次の内容を公告します【法5③、法6③⑥、法8③・⑥・⑧、法9③・⑤】。なお、公告は、市公報への掲載により行います【要綱5】。

届出等の種類	公告内容
① 大型店の新設 【法5①】	届出事項の概要、届出年月日、縦覧場所 【法5③】
② 届出事項の変更 【法6①】 【法6②】 【法附5①】	届出事項の概要、届出年月日、縦覧場所 【法6③】
③ 大型店の廃止 【法6⑤】	届出事項の概要 【法6⑥】
④ 住民等からの意見書 【法8②】	意見の概要、縦覧場所 【法8③】
⑤ 市の意見 【法8④】	意見の概要、縦覧場所 【法8⑥】
⑥ 市の意見を踏まえた届出事項の変更 【法8⑦】	届出事項の概要、届出年月日、縦覧場所 【法8⑧】
⑦ 市の勧告 【法9①】	勧告の内容 【法9③】
⑧ 市の勧告を踏まえた届出事項の変更 【法9④】	届出事項の概要、届出年月日、縦覧場所 【法9⑤】

(2) 縦覧

届出等があった場合は、届出書・添付資料を縦覧します【法5③、法6③、法8③・⑥・⑧、法9⑤】。公告の方法等は次のとおりです【要綱6】。

縦覧場所	① 法5①、法6②、法附5①に基づく届出の場合【要綱6①】 ・産業経済局 商業・サービス産業政策課 ・届出に係る大型店の所在地の区の区役所総務企画課 ② 法6①に基づく届出の場合【要綱6②】 ・産業経済局 商業・サービス産業政策課 ※ その他市長が必要と認める場所で縦覧することがあります【要綱6③】。	
縦覧時間	開庁日（土・日・祝日・年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時	
縦覧期間	① 大型店の新設	【法5①】 公告日から4ヶ月間【法5③】
	② 届出事項の変更	【法6①】 【法6②】 【法附5①】 公告日から4ヶ月間【法6③】
	③ 住民等からの意見書	【法8②】 公告日から1ヶ月間【法8③】
	④ 市の意見	【法8④】 公告日から1ヶ月間【法8⑥】
	⑤ 市の意見を踏まえた届出事項の変更	【法8⑦】 公告日から4ヶ月間【法8⑧】
	⑥ 市の勧告を踏まえた届出事項の変更	【法9④】 公告日から4ヶ月間【法9⑤】
周知方法	大型店の新設（法5①）、届出事項の変更（法6②、法附5①）の届出は、市公報による公告に加え、次の方法により周知します。 ① 市政だよりへの掲載【要綱7】 ② 本市ホームページへの掲載	

(3) 情報提供

大型店の新設（法5①）や届出内容の変更（法6②、法附5①）は、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があるため、出店地域に住民の自治組織や学校等がある場合は、法令に基づく説明会のほかに、次のとおり早期の情報提供に努めてください。

- ア 大型店の周辺の自治会・町内会や学校等に対する届出事項の概要の説明
- イ 大型店の敷地内の見やすい場所への届出事項の概要の掲示

2-3 説明会

説明会開催者は、地域住民等に届出事項の内容を周知するため、大型店の新設（法5①）、届出事項の変更（法6②、法附5①）の届出日から2ヶ月以内に、次のとおり法令に基づく説明会の開催が必要です【法7①】。

（1）説明会の開催回数等

① 説明会の開催回数

説明会の開催は原則1回ですが、本市が大型店の立地が周辺地域の生活環境に与える影響が大きく相当数の人が説明会に参加することが必要と認める場合は、3回を上限に回数を指定することができます【規則11①、要綱9④】。

なお、説明会の開催回数は、届出書の受理後速やかに設置者に対し説明会開催回数指定通知書（要綱第5号様式）により通知します【要綱9⑥】。

本市が指定する説明会の回数は原則次のとおりとなります。

大型店の新設 【要綱9②】	ア 大型店の店舗面積が6,000㎡以上の場合 イ 小売業者の営業時間、来客の駐車場の利用時間、荷さばきを行うことができる時間帯が午後10時から翌日午前6時までの時間帯に及ぶ場合	3回
	ウ 上記以外の場合	2回
届出事項の変更 【要綱9③】	ア 当該大型店の所在地が「商業地域」、「近隣商業地域」以外の場合で次の事項のいずれかに該当する場合 a 店舗面積の合計が増加する場合 b 小売業者の営業時間、来客の駐車場の利用時間、荷さばきを行うことができる時間帯が午後10時から翌日午前6時までの時間帯に係る変更を行う場合	2回
	イ 上記以外の場合	1回

② 説明会の時間帯

説明会開催者は、多くの住民等が説明会へ参加できるように大型店の所在地に近い相当数を収容できる施設で、次の条件を満たす時間帯に説明会を開催してください【要綱9①・⑤】。

開催回数	開催する時期
2回以上	月曜日～金曜日の夜間、土曜日、日曜日及び休日のうち2回以上
1回	月曜日～金曜日の夜間、土曜日、日曜日及び休日のうちいずれか1回

（2）説明会を開催する必要がないと認める場合

届出事項の変更（法6②、法附5①）で、本市が大型店の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどなく説明会を開催する必要がないと認める場合は、大型店の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することで説明会の開催を省略することができます【規則11②】。

① 説明会開催不要承認申請書の提出

説明会開催者は、変更内容が周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどなく説明会を開催する必要がないと判断する場合は、説明会開催不要承認申請書（要綱第6号様式）に説明会を開催する必要がないことを証する資料を添付の上、持参又は郵送により窓口へ1部提出してください【要綱10①・②】。

② 本市の承認・不承認

本市は、申請書等の内容を審査し、規則11②の規定に該当すると認め、又は認めないと決定した場合には、説明会開催者に対して説明会開催不要承認（不承認）通知書（要綱第7号様式）により通知します【要綱10③】。

③ 掲示する期間

本市が説明会の開催が不要であると承認した場合には、届出等の要旨を掲示する期間は、公告の日から4ヶ月間（住民等が意見を述べることができる期間）とします【要綱10④】。

（3）説明会の開催公告

① 開催公告

説明会開催者は、説明会の開催予定日の1週間前までに、説明会の開催日時、場所の公告が必要です【法7②】。公告は、次の方法で行ってください【要綱11①】。

ア 4紙以上の時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙への掲載又はチラシの折り込みによる方法 ※ 大型店の敷地境界から1 km以上の範囲で行ってください【要綱11②】。
イ 大型店の敷地内の見やすい場所での掲示
ウ その他市長が適切と認める方法

※ 広域案件に係る場合は、広域案件に係る市又は町においても、北九州市内と同様の方法で開催公告を行ってください【要綱11③】。

② その他の方法による周知

説明会開催者は、法令に基づく説明会開催公告のほかに、次の方法により地域住民等への周知に努めてください。

- ア 大型店の周辺の自治会・町内会や学校等に対する届出事項の概要の説明
- イ 大型店の敷地内の見やすい場所への届出事項の概要の掲示

（4）説明会の開催

説明会開催者は、公告した日時、場所で説明会を開催してください。また、説明会の資料は、説明会の出席者が届出書等の概要を理解できる資料を作成・配布してください。

（5）説明会を開催することができないと認める場合

説明会開催者は、本市が次のその責めに帰することができない事由により開催の公告を行った説明会を開催できないと認める場合は、説明会の開催は不要です【法7④、規則13①】。

ア 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
イ 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることにより説明会を円滑に開催できないこと

① 説明会開催不能承認申請書の提出

説明会開催者は、説明会開催不能承認申請書（要綱第8号様式）を持参又は郵送により窓口へ1部提出してください【要綱12①】。

② 本市の承認・不承認

本市は、説明会開催不能承認申請書の内容を審査し、規則13①の事由に該当すると認め、又は認めないことを決定した場合には、説明会開催者に対して説明会開催不能承認（不承認）通知書（要綱第9号様式）により通知します【要綱12②】。

③ 届出事項の周知

規則13①の事由に該当すると本市が認めた場合には、説明会開催者は、届出事項の概要を次の方法で周知してください【要綱12③】。

ア 4紙以上の時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙への掲載又はチラシの折り込みによる方法 ※ 大型店の敷地境界から1 km以上の範囲で行ってください。
イ 大型店の敷地内の見やすい場所での掲示
ウ その他市長が適切と認める方法

※ 広域案件に係る場合は、広域案件に係る市又は町においても、北九州市内と同様の方法で周知してください。

（6）説明会の実施状況報告

説明会開催者は、説明会開催後速やかに説明会実施状況報告書（要綱第10号様式）に次の書類を添付の上、持参又は郵送により窓口へ 1部 提出してください【要綱13】。

説明会の種類	添付書類
① 通常の説明会の場合	公告の実施状況が分かる書類、出席者への配布資料、出席者名簿
② 本市が説明会を開催する必要がないと認めた場合【規則11②】	公告の実施状況が分かる書類、掲示物、掲示の状況を示す写真等
③ 本市が説明会を開催することができなかつたと認めた場合【法7④】	公告の実施状況が分かる書類、周知の内容を記載した資料

2-4 住民等の意見書

大型店の新設（法5①）や届出事項の変更（法6②、法附5①）に関し、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、公告の日から4ヶ月以内に、本市に対して意見書の提出により意見を述べるすることができます【法8②】。

（1）意見書の提出

① 意見書の記載事項

意見書の記載にあたっては、届出書等の内容について、大型店の周辺地域の生活環境の保持の見地から、次のとおり指針の内容に沿った意見を記載してください【要綱14②】。それ以外の意見は、法令に基づく意見として取り扱われな**い**ことがあります。

駐車需要の充足等による周辺地域の住民の利便や商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項	駐車需要の充足等交通に係る事項
	歩行者の通行の利便の確保等
	廃棄物減量化、リサイクルについての配慮
	防災・防犯体制への協力

騒音の発生等による周辺地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項	騒音の発生に係る事項
	廃棄物に係る事項等
	街並みづくり等への配慮等

② 提出方法等

意見書（要綱第11号様式）を持参又は郵送により窓口へ 1部 提出してください【要綱14①】。

（2）意見書の公告・縦覧

本市は、意見書の提出があった場合には、意見書の概要を公告するとともに、公告の日から1ヶ月間縦覧します【法8③】。

なお、個人情報の保持又は公序良俗に反すると市が認める場合は、その全部又は一部について公告・縦覧を行わないことがあります【要綱15①】。

また、公告・縦覧の際には、意見書の提出者の氏名・名称、住所、法人の場合の代表者名は公表しません。ただし、意見書の提出者が、その一部又は全部について縦覧することを了承した場合にはこの限りではありません【要綱15②】。

2-5 本市の意見

本市は、設置者に対して届出書等を提出してから8ヶ月以内に、届出書等の内容について、住民等の意見に配慮し、指針を勘案した上で大型店が周辺地域の生活環境へ及ぼす影響という見地から、本市の意見の有無を決定します【法8④】。

（1）本市の意見がある場合

本市は、法令に基づく意見を有することを決定した場合には、設置者に対して大規模小売店舗の届出に係る意見通知書（要綱第12号様式）により通知し、意見の概要を公告するとともに、公告の日から1ヶ月間縦覧します【要綱16、法8④、法8⑥】。

（2）本市の意見がない場合

本市は、法令に基づく意見を有しないことを決定した場合には、設置者に対して大規模小売店舗の届出に係る意見通知書（要綱第13号様式）により通知します【要綱16】。

① 附帯意見

本市は、法令に基づく意見がない場合であっても、当該大型店の周辺地域の状況等を総合的に勘案して必要があると認める場合には、設置者に対して当該大型店の維持・運営に関して一定の配慮を求めることがあり、付帯意見という形で設置者に対して通知します。

② 出店や変更の制限の解除

意見を有しない旨の通知を行った場合は、その通知をもって手続は終了し、この時点で8ヶ月制限は解除され、大型店の新設・届出事項の変更が可能となります【法8⑤】。

2-6 本市の意見を踏まえた届出事項の変更等

設置者は、本市から法令に基づく意見が述べられた場合には、本市の意見を踏まえ、届出事項を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行ってください【法8⑦】。

(1) 添付書類の事項のみの変更

添付書類のみを変更する場合は、添付書類変更通知書（要綱第14号様式）を持参又は郵送により持参又は郵送により窓口へ 5部 提出してください【要綱17①】。

(2) 届出事項の変更

① 出店（変更）計画概要書の提出

設置者は、本市の意見を踏まえて届出事項を変更しようとする場合には、変更後の内容を記載した出店（変更）計画概要書（要綱第2号様式）を持参又は郵送により窓口へ 5部 提出してください。

なお、事前に当該変更事項に関係する機関とあらかじめ十分な調整を行っておいてください。

② 届出事項変更届出書の提出

設置者は、本市の関係部署との協議を経て、変更内容が確定した時点で、届出事項変更届出書（規則様式第5）を持参又は郵送により窓口へ 5部 提出してください【法8⑦、要綱4①5】。

また、届出事項の変更に伴い添付書類を変更する場合は、変更に係る添付書類もあわせて提出してください【法8⑧】。

③ 届出事項の公告・縦覧

本市は、変更の届出があった場合には、届出事項の概要、届出年月日、縦覧場所を公告するとともに、公告の日から4ヶ月間縦覧します【法8⑧】。

(3) 届出を変更しない場合

設置者は、届出書等の届出事項や添付書類を変更しない場合は、届出を変更しない旨の通知書（要綱第15号様式）に、届出書等を変更しなくても当該大型店の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを証する資料を添付の上、持参又は郵送により窓口へ 5部 提出してください【法8⑦、要綱18①・②】。

(4) 出店制限

設置者は、本市から法令に基づく意見を述べられた場合で、法8⑦の規定に基づく変更の届出又は変更しない旨の通知をした日から2ヶ月後でなければ大型店の新設・変更ができません【法8⑨】。

2-7 本市の勧告

本市は、設置者からの法8⑦の規定に基づく変更の届出又は変更しない旨の通知があった日から2ヶ月以内に、届出書等の内容（変更した場合は変更後の内容）が本市の意見を適正に反映しておらず、大型店の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避が困難かどうかという見地から、勧告するか否かを決定します【法9①】。

(1) 勧告する場合

本市は、勧告することを決定した場合には、設置者に対して大規模小売店舗の届出に係る意見

通知書（要綱第16号様式）により通知します【要綱19】。

（2）勧告しない場合

本市は、勧告しないことを決定した場合には、設置者に対して大規模小売店舗の届出に係る意見通知書（要綱第17号様式）により通知します【要綱19】。

（3）勧告内容の公告

勧告した場合は、当該勧告の内容を公告します【法9③】。公告は、市公報への掲載により行います【要綱5】。

2-8 本市の勧告を踏まえた届出事項等の変更

（1）添付書類の事項のみの変更

添付書類のみを変更する場合は、添付書類変更通知書（要綱第18号様式）を持参又は郵送により窓口へ 5部 提出してください【要綱20】。

（2）届出事項の変更

① 出店（変更）計画概要書の提出

設置者は、本市の勧告を踏まえて届出事項を変更しようとする場合には、変更後の内容を記載した出店（変更）計画概要書（要綱様式第2）を持参又は郵送により窓口へ 5部 提出してください。

なお、事前に当該変更事項に関係する機関とあらかじめ十分な調整を行っておいてください。

② 届出事項変更届出書の提出

設置者は、本市の関係部署との協議を経て、変更内容が確定した時点で、届出事項変更届出書（規則様式第6）を持参又は郵送により窓口へ 5部 提出してください【法9④、要綱4①6】。

また、届出事項の変更に伴い添付書類を変更する場合は、変更に係る添付書類もあわせて提出してください【法9⑤】。

③ 届出事項の公告・縦覧

本市は、変更の届出があった場合には、届出事項の概要、届出年月日、縦覧場所を公告するとともに、公告の日から4ヶ月間縦覧します【法9⑤】。

④ 書面による通知

本市は、設置者が法9④の規定に基づき届け出た内容が、本市の勧告を適正に反映しているものと認めた場合には、設置者に対して勧告に係る届出に関する通知書（要綱第19号様式）により通知します【要綱21】。

2-9 市の公表

本市は、設置者が正当な理由がなく勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができます【法9⑦】。

（1）公表前の協議

本市は、法令に基づき公表しようとする場合には、あらかじめ設置者に対してその旨を通知するとともに、原則として書面により事情を聴きます。ただし、設置者が正当な理由なく協議に応

しない場合、設置者の所在が不明で通知できない場合は、本手続を省略することがあります【要綱22①】。

(2) 公表

① 公表の通知

本市は、公表することを決定した場合には、設置者に対して勧告に従わなかった旨の公表に関する通知書（要綱第20号様式）により通知します【要綱22②】。

② 公表の方法

本市の公表の方法は、次のとおりです【要綱22③】。

- ア 市役所・区役所の掲示場への掲示、市公報への掲載
- イ 必要に応じて次の方法で公表することがあります
 - a 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に掲載
 - b 市政記者室への資料提供
 - c その他、市長が適切と認める方法

2-10 届出の取り下げ

設置者は、大型店の新設（法5①）や届出事項の変更（法6②、法附5①）の届出を法手続が終了する前に取り止める場合には、取下書（要綱第21号様式） 1部 を持参又は郵送により窓口へ提出してください。

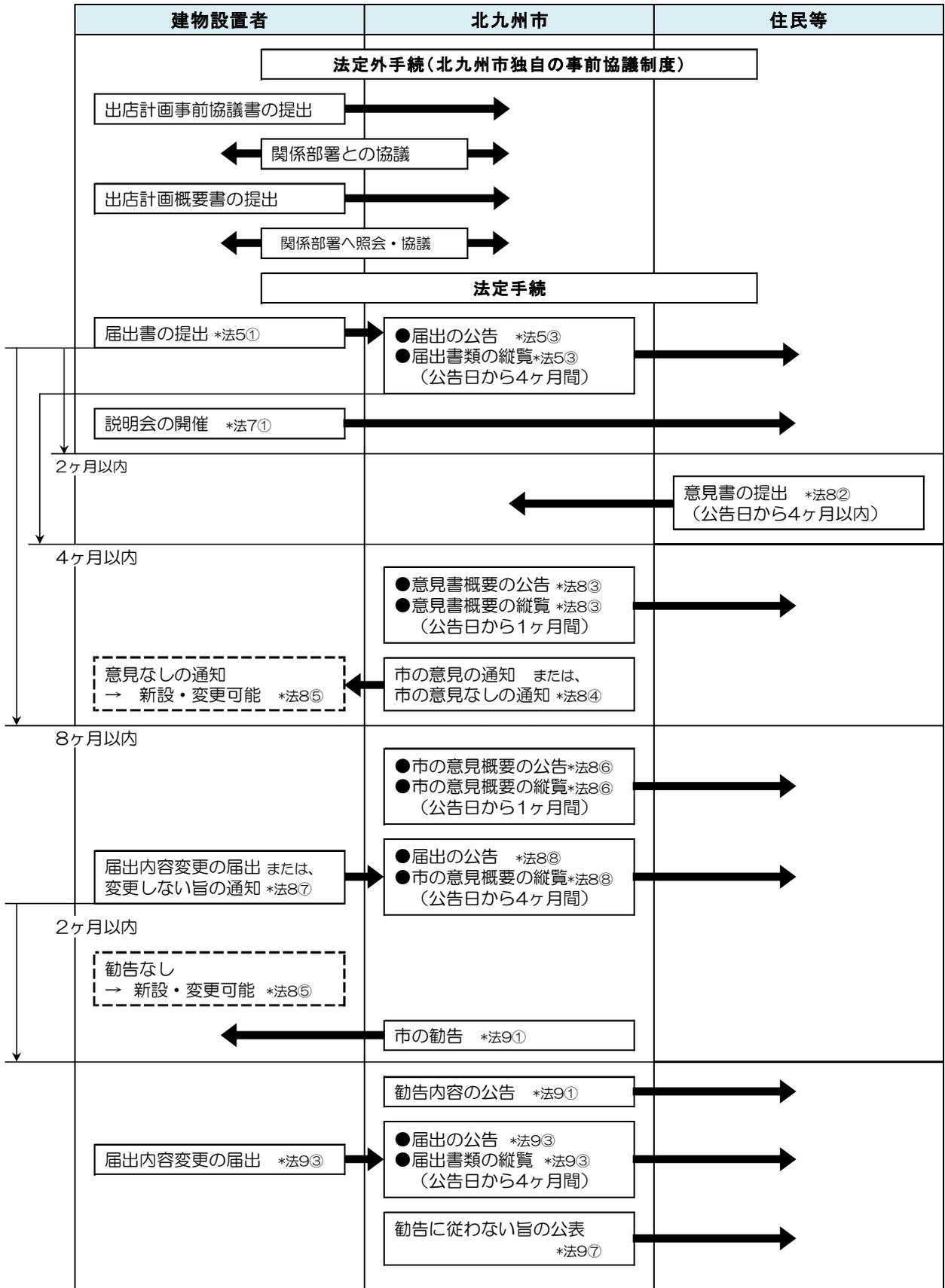
2-11 生活環境の保持の配慮

設置者は、届出内容に従って周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をしながら当該大型店を維持・運営してください【法10①】。

また、小売業者は、届出事項の円滑な実施に協力するよう努めてください【法10②】。

IV 大型店の新設の手続（法第5条第1項関係）

1 手続フロー図



2 届出の要否

設置者は、大型店の新設をする場合には、本市への届出が必要です【法5①】。

なお、床面積の変更、既存の建物の全部又は一部の用途の変更により、店舗面積が1,000㎡を超える場合も新設の届出の対象となります。

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
①新設をしようとする場合 ②床面積の変更、既存の建物の全部又は一部の用途の変更により、店舗面積が1,000㎡を超える場合	法5①	○	○	○	○

※ 表の見方は、次のとおりです。

根拠法令	届出・報告が必要な場合の根拠となる法令（「－」：規定なし）
8ヶ月制限	届出日から8ヶ月後でなければ新設・変更できない制限【法5④、法6④】の有無（「○」：対象、「×」：対象外、「－」：規定なし）
説明会	地域住民等に届出事項の内容を周知するために実施する説明会【法7①】の実施の要否（「○」：必要、「×」：不要、「－」：規定なし）
住民等意見	周辺地域の生活環境の保持に関する意見書の提出【法8②】の有無（「○」：対象、「×」：対象外、「－」：規定なし）
本市意見	周辺地域の生活環境の保持に関する市の意見書の提出【法8④】の有無（「○」：対象、「×」：対象外、「－」：規定なし）

3 手続の注意点

手続の詳細は、「Ⅲ 北九州市における手続全般の流れ」（P7～17）を参照してください。ここでは、新設の届出時の注意点を説明します。

3-1 事前協議（P7～8参照）

大型店の新設は、周辺地域の交通をはじめとする生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があるため、早い時期（おおむね届出書提出の3ヶ月前）から事前協議をお願いしています【要綱3】。

3-2 届出書等の提出（P8～9参照）

届出書・添付書類の構成は、次のとおりです。詳細は、「Ⅱ 大規模小売店舗立地法の概要、4 届出項目・添付書類」（P5～6）を参照してください。

I	大規模小売店舗立地法に基づく届出事項（大規模小売店舗届出書）【法5①、規則様式第1】
II	大規模小売店舗立地法に基づく添付書類【法5②、規則4①】
III	指針に基づき配慮するために記載する事項
IV	その他店舗計画に関する事項
別添1	添付図面その1（I・IIに関するもの）、添付図面その2（IIIに関するもの）
別添2	交通量調査及び交通量予測、騒音予測

3-3 市の公告・縦覧等（P9～10参照）

本市では、大型店の新設の場合、縦覧以外にホームページで、届出書の概要、周辺見取図・建物配置図等の図面を掲載します。

3-4 説明会（P11～13参照）

（1）説明会の開催回数等

説明会の開催回数は、原則2～3回となります【要綱9②】。

ただし、大型店の立地状況や店舗の運営計画等を勘案して特に必要があると認める場合は、3回を上限に別の回数を指定することがあります【要綱9④】。

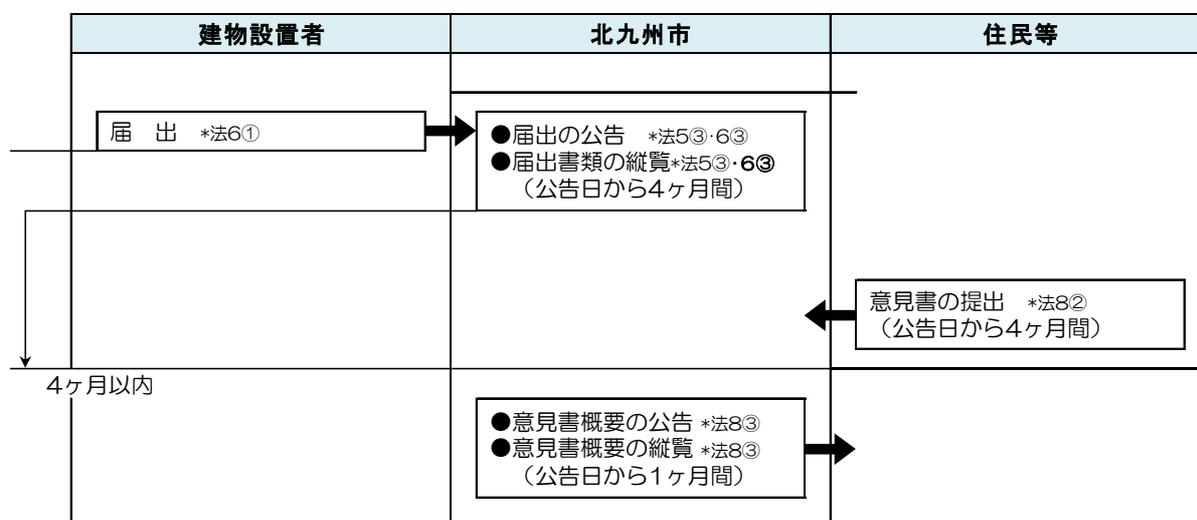
（2）その他の方法による周知

大型店の新設は、周辺地域の交通をはじめとする生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があるため、法定の説明会のほかに、次の方法により地域住民等への周知に努めてください。

- ① 大型店の周辺地域の自治会・町内会や学校等に対する届出事項の概要の説明
- ② 大型店の敷地内の見やすい場所に届出事項の概要の掲示

V 大型店の変更の手続（法第6条第1項関係）

1 手続フロー図



2 届出の要否

設置者は、法5①、法附5①の届出があった大型店で次の事項の変更があった場合には、遅滞なく、本市への届出が必要です【法6①】。

なお、表の見方はP19記載のとおりです。

2-1 大型店の名称等の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① 名称を変更した場合 ※1	法6①	×	×	○	×
② 番地変更等の変更により所在地を変更した場合					

※1 新設の届出の際、大型店の名称に「仮称」を付けていた場合で、正式名称が単に「仮称」をはずしたに過ぎないときは、変更の届出は不要です。

2-2 設置者の名称等の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① 商号を変更した場合	法6①	×	×	○	×
② 結婚等により所有者が姓を変更した場合					
③ 住所を変更した場合					
④ 代表者を変更した場合					

2-3 小売業者の名称等の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① テナント入替により小売業者が変更となった場合 ② 一時的に空き店舗になっていた大型店に新たなテナントが入居した場合（途中、小売業以外のテナントが入居していない場合に限ります） ③ 名称（商号等）、住所、代表者を変更した場合	法6①	×	×	○	×

3 手続の注意点

手続の詳細は、「Ⅲ 北九州市の手続全般の流れ」（P7～14）を参照してください。ここでは、変更の届出時の注意点を説明します。

3-1 事前協議（P7～8参照）

法6①の変更の場合には、事前協議は不要ですが、届出前に不明な点があれば窓口にご相談ください。

3-2 届出書等の提出（P8～9参照）

届出書の様式は、変更届出書（規則様式第2）を使用してください【規則6】。

なお、添付書類の提出は義務付けられていませんが、次の変更する事項については、変更内容が分かる資料（写しで構いません）の提出をお願いします。

変更事項	提出をお願いする資料
設置者の氏名・住所（個人）	住民票等
設置者の名称・住所・代表者の氏名（法人）	登記事項証明書、IR情報等法人が公表する資料

3-3 市の公告・縦覧等（P9～10参照）

縦覧場所は、産業経済局商業・サービス産業政策課だけとなります。届出に係る大型店の所在地の区の区役所総務企画課での縦覧は行いません。

3-4 説明会（P10～13参照）

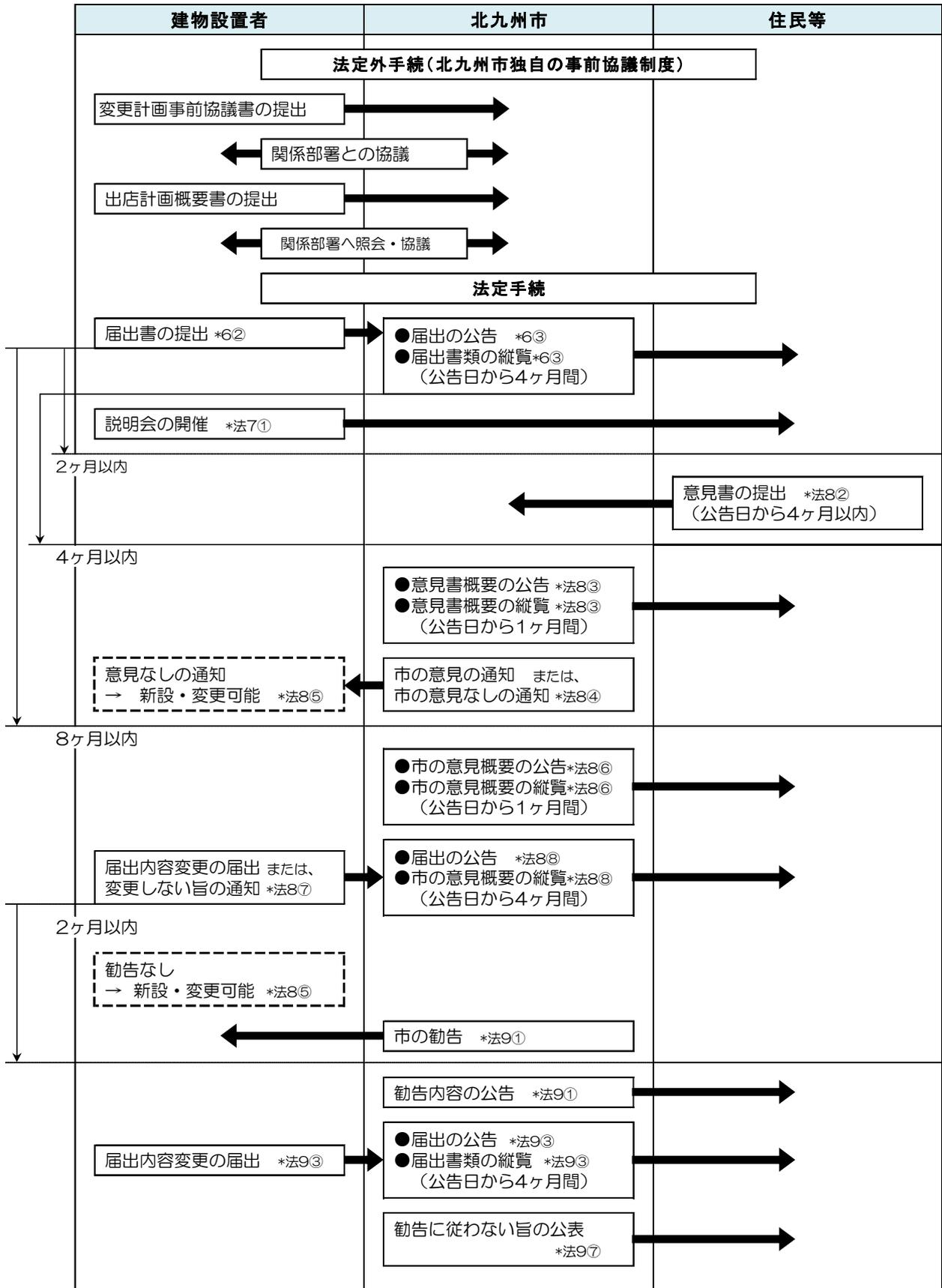
説明会の開催は不要です。

3-5 住民等の意見の提出（P13参照）

以上で手続は終了となり、届出後の市の意見、勧告、公表の手続はありません。

VI 大型店の変更の手續（法第6条第2項関係）

1 手續フロー図



2 届出の要否

設置者は、法5①、法附5①の届出があった大型店で次の事項の変更があった場合には、あらかじめ、本市への届出が必要です【法6②】。

ただし、一時的なものや、規則7①記載の事項の届出は不要ですが、大型店の現況を把握するため、本市への報告をお願いします。

なお、表の見方はP19記載のとおりです。

2-1 一時的な変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
一時的な変更をする場合 ※1	規則7①	届出不要。ただし、本市への報告をお願いします。			

※1 「一時的な変更」とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するためや、特別な地域行事等が行われる時期に対応するための仮の変更をいいます。

例) 事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更

特別な地域行事が行われる時期の開閉店時刻の変更

店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更 等

2-2 大型店を新設する日の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
新設する日を繰り上げる場合（本市が法8④の規定により「意見なし」とした場合を除きます）	法6②	○	○※1	○	○
新設する日を繰り下げる場合	規則7①	届出不要。ただし、本市への報告をお願いします。			

※1 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

2-3 店舗面積の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
店舗面積の増加分が、届出済面積の1/10又は1,000㎡を超える場合	法6②	○	○※1	○	○
店舗面積の増加で、増加分が既届出面積の1/10かつ1,000㎡以下の場合	規則7①4	届出不要。ただし、本市への報告をお願いします。			
店舗面積の減少で、減少後の店舗面積が1,000㎡超となる場合	規則7①3	届出不要。ただし、本市への報告をお願いします。			

※1 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

2-4 駐車場・駐輪場の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
現在と離れた場所に設置する場合 ※1	法6②	○※2	○※3	○	○
収容台数を増加させる場合	規則7①5	届出不要。ただし、本市への報告をお願いします。			
① 収容台数を減少させる場合 ② 飲食店等の併設施設と小売店舗が駐車場・駐輪場を共用しており、施設全体の駐車場等の収容台数を変更せずに、それらの併設施設を増設する場合（小売店舗来客者のための駐車場等の収容台数が減少する場合は該当しません）	法6②	○	○※3	○	○
出入口の数、位置を変更する場合	法6②	×	○※3	○	○

※1 現在の駐車場をそのまま立体化する場合や拡張する場合は除きます。

※2 本市が認めれば、ただちに実施できます【法6④】。

※3 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

2-5 荷さばき施設の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
現在と全く異なる場所に設置する場合	法6②	○※1	○※2	○	○
面積を減少させる場合	法6②	○	○※2	○	○
面積を増加させる場合	規則7①6	届出不要。ただし、本市への報告をお願いします。			

※1 本市が認めれば、ただちに実施できます【法6④】。

※2 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

2-6 廃棄物等保管施設の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
現在と全く異なる場所に設置する場合	法6②	○※1	○※2	○	○
容量を減少させる場合	法6②	○	○※2	○	○
容量を増加させる場合	規則7①7	届出不要。ただし、本市への報告をお願いします。			

※1 本市が認めれば、ただちに実施できます【法6④】。

※2 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

2-7 利用時間帯の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① 開店時刻を繰り下げる場合 ② 閉店時刻を繰り上げる場合	規則7①8	届出不要。ただし、本市への報告をお願いします。			
① 開店時刻を繰り上げる場合 ② 閉店時刻を繰り下げる場合 ③ 駐車場の利用可能な時間帯を変更する場合 （店舗への来客者の利用可能な時間帯を変更する場合に限ります） ④ 荷さばき可能時間帯を変更する場合	法6②	×	○※1	○	○

※1 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

3 手続の注意点

手続の詳細は、「Ⅲ 北九州市の手続全般の流れ」（P7～17）を参照してください。ここでは、変更の届出時の注意点を説明します。

3-1 事前協議（P7～8参照）

大型店の店舗面積の増加、施設の配置に関する事項、運営方法に関する事項は、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があるため、早い時期からの事前協議をお願いしています。

ただし、変更の内容によっては、事前協議を省略することも可能なので、窓口にご相談してください。

3-2 届出書等の提出（P8～9参照）

届出書・添付書類の構成は、次のとおりです。詳細は、「Ⅱ 大規模小売店舗立地法の概要、4 届出項目・添付書類」（P5～6）を参照してください。

I	大規模小売店舗立地法に基づく届出事項（変更届出書）【法6②、規則様式第3】
II	大規模小売店舗立地法に基づく添付書類【法6③、規則4①】
III	指針に基づき配慮するために記載する事項
IV	その他店舗計画に関する事項
別添1	添付図面その1（I・IIに関するもの）、添付図面その2（IIIに関するもの）
別添2	交通量調査及び交通量予測、騒音予測

※ II～IV、別添1は、変更内容に関するものに限ります。また、別添2は、変更に伴い交通量や騒音の調査を行う必要がある場合に限ります。

3-3 説明会（P10～13参照）

（1）説明会の開催回数等

説明会の開催回数は、原則1～2回となります【要綱9②】。

ただし、大型店の立地状況や店舗の運営計画等を勘案して特に必要があると認める場合は、3回を上限に別の回数を指定することがあります【要綱9④】。

(2) 説明会を開催する必要がないと認める場合

本市が大型店の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどなく説明会を開催する必要がないと認める場合は、大型店の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することで説明会の開催を省略することができます【規則11②】

4 軽微な変更

4-1 軽微な変更の概要

法6②及び法附5①の変更で、大型店の新設をする日、大型店内の店舗面積の合計、大型店の施設の配置に関する事項は、変更届出書の届出日から8ヶ月間は変更することはできないこと（8ヶ月制限）になっていますが、本市が大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比べて変化しないと認める場合は、8ヶ月制限が適用除外となります（届出後すぐに変更が可能です）【法6④、規則8】。

また、説明会の開催も不要となります。

＜通常の変更と軽微な変更との比較＞

手続等の種類		通常の変更	軽微な変更
① 8ヶ月制限	【法6④】	あり	なし
② 説明会の開催	【法7①】	必要	不要
③ 住民等の意見	【法8②】	あり	あり
④ 市の意見、意見を有しない旨の通知	【法8④】	あり	なし
⑤ 市の意見以降の手続		あり	なし

4-2 手続

(1) 軽微変更届出書の提出

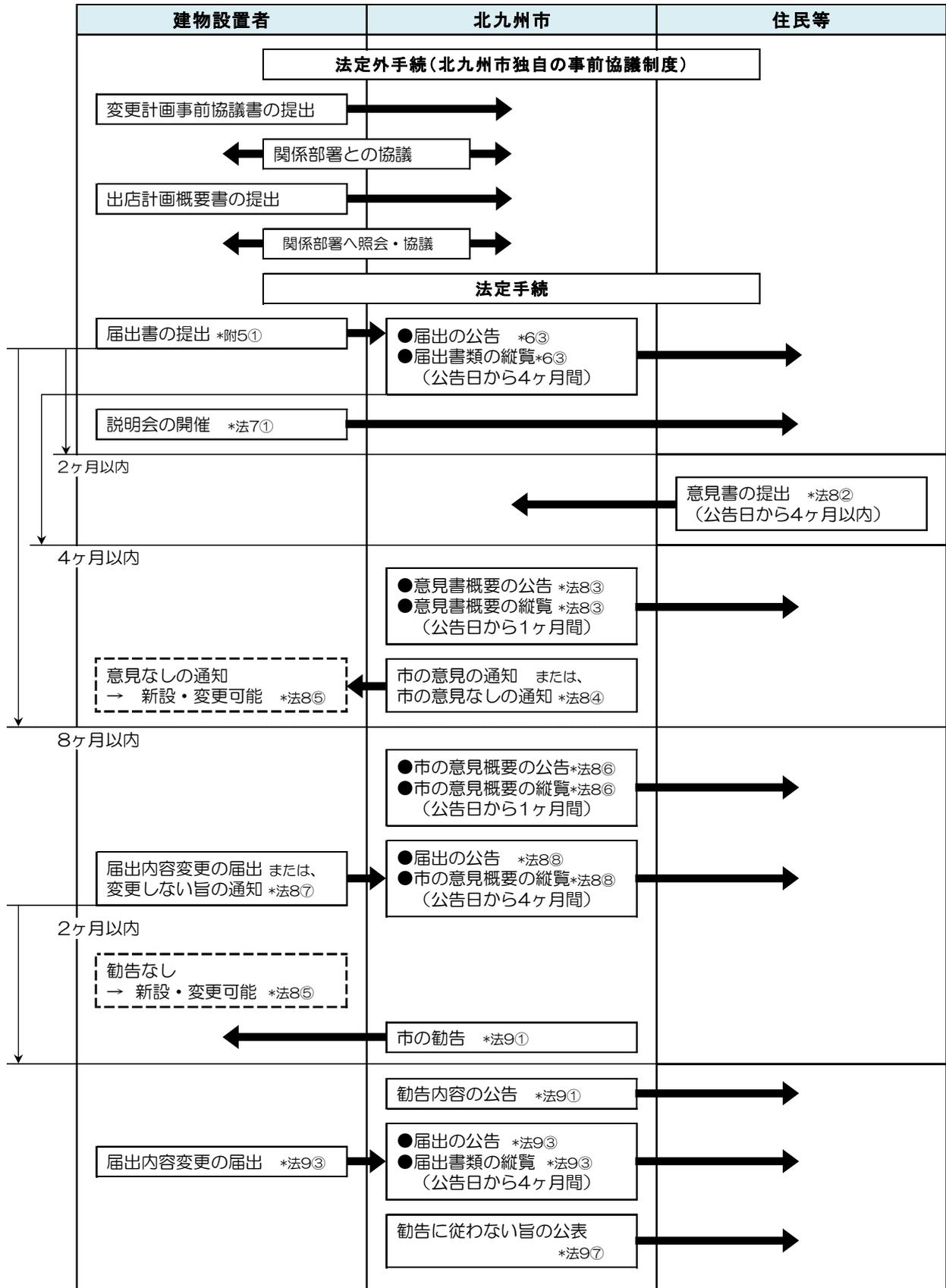
設置者は、変更しようとする事項が軽微な変更と判断する場合には、変更届出書の提出の前に、軽微な変更承認申請書（要綱第3号様式）に軽微な変更であることを証する資料を添付の上、持参又は郵送により窓口へ 1部 提出してください【要綱8①・②】。

(2) 本市の承認・不承認

本市は、届出書等の内容を審査し、軽微な変更の自由に該当すると認め、又は認めないと決定した場合には、説明会開催者に対して軽微な変更承認（不承認）通知書（要綱第4号様式）により通知します【要綱8③】。

VII 既存店の変更の手続（法附則第5条第1項関係）

1 手続フロー図



2 届出の要否

法施行日（平成12年6月1日）の時点で、次の大型店に該当する場合は、法施行日の時点では届出等の法手続は不要で、届出が必要となるのは、法施行日以後、最初の変更をしようとするときとなります【法附4、法附5①・③】。

なお、この届出の時点で旧法上の既存店ではなくなり、法の枠組みに組み込まれることになるため、以降の届出は、既存店以外と同様の取り扱いとなります。

また、大型店の名称等、設置者の名称等、小売業者の名称等の変更の場合には、届出は不要ですが、大型店の現況を把握するため、本市への報告をお願いします。

旧法に基づく届出により、

- ① 法施行日（平成12年6月1日）に既に開店していた大型店
- ② 平成13年1月31日までに開店した大型店
- ③ 平成13年1月31日までに店舗面積の増加により1,000㎡を超えた大型店
- ④ 法施行日（平成12年6月1日）に既に開店していた生協・農協等の営利目的ではない大型店

※ 上記①・④に該当する大型店は平成12年6月1日時点の状態から何も変更しない限り、②・③に該当する大型店は開店時の状態から何も変更しない限り、いずれも届出は不要です。

<法6②と法附5①との比較>

手続等の種類	法6②の変更	法附5①の変更
① 届出不要な変更 【規則7】	あり	なし
② 8ヶ月制限 【法6④】	あり	あり
③ 軽微な変更 【規則8】	あり	あり
④ 説明会の開催 【法7①】	必要	必要
⑤ 掲示による説明会 【規則11②】	あり	あり
⑥ 住民等の意見 【法8②】	あり	あり※1
⑦ 市の意見、意見を有しない旨の通知 【法8④】	あり	あり※1
⑧ 市の意見以降の手続	あり	あり※1

※1 変更事項以外の事項に関する届出は、届出後の意見、勧告、公表【法7、法8、法9】といった手続は進行しません。

2-1 大型店の名称等の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① 名称を変更した場合 ② 番地変更等の変更により所在地を変更した場合	—	届出不要。ただし、本市への報告をお願いします。			

2-2 設置者の名称等の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① 商号を変更した場合 ② 結婚等により所有者が姓を変更した場合 ③ 住所を変更した場合 ④ 代表者を変更した場合	—				

2-3 小売業者の名称等の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① テナント入替により小売業者が変更となった場合 ② 一時的に空き店舗になっていた大型店に新たなテナントが入居した場合（途中、小売業以外のテナントが入居していない場合に限ります） ③ 名称（商号等）、住所、代表者を変更した場合	—				

2-4 店舗面積の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
店舗面積の増加分が、届出済面積の 1/10 又は 1,000 m ² を超える場合	法附5①	○	○※2	○	○
店舗面積の増加で、増加分が既届出面積の 1/10 かつ 1,000 m ² 以下の場合	法附5①	○※1	○※2	○	○
店舗面積の減少で、減少後の店舗面積が 1,000 m ² 超となる場合	法附5①	○※1	○※2	○	○

※1 本市が認めれば、ただちに実施できます【法6④】。

※2 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

2-5 駐車場・駐輪場の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
現在と離れた場所に設置する場合 ※1	法附5①	○※2	○※3	○	○
収容台数を増加させる場合	法附5①	○	○※3	○	○
① 収容台数を減少させる場合 ② 飲食店等の併設施設と小売店舗が駐車場・駐輪場を共用しており、施設全体の駐車場等の収容台数を変更せずに、それらの併設施設を増設する場合（小売店舗来客者のための駐車場等の収容台数が減少する場合は該当しません）	法附5①	○	○※3	○	○
出入口の数、位置を変更する場合	法附5①	×	○※3	○	○

※1 現在の駐車場をそのまま立体化する場合や拡張する場合は除きます。

※2 本市が認めれば、ただちに実施できます【法6④】。

※3 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

2-6 荷さばき施設の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
現在と全く異なる場所に設置する場合	法附5①	○※1	○※2	○	○
面積を減少させる場合	法附5①	○	○※2	○	○
面積を増加させる場合	法附5①	○	○	○	○

※1 本市が認めれば、ただちに実施できます【法6④】。

※2 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

2-7 廃棄物等保管施設の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
現在と全く異なる場所に設置する場合	法附5①	○※1	○※2	○	○
容量を減少させる場合	法附5①	○	○※2	○	○
容量を増加させる場合	法附5①	○	○	○	○

※1 本市が認めれば、ただちに実施できます【法6④】。

※2 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【規則11②】。

2-8 利用時間帯の変更

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① 開店時刻を繰り上げる場合、繰り下げる場合 ② 閉店時刻を繰り下げる場合、繰り上げる場合 ③ 駐車場の利用可能な時間帯を変更する場合 (店舗への来客者の利用可能な時間帯を変更する場合があります。) ④ 荷さばき可能時間帯を変更する場合	法附5①	×	○※1	○	○

※1 本市が認める場合は、説明会を掲示に代えることが可能です【法6④】。

3 手続の注意点

法附5①の変更の届出は、法6②の届出とみなされます【法附5④】。

手続の詳細は「Ⅲ 北九州市の手続全般の流れ」(P7~17)、「Ⅵ 大型店の変更の手続(法第6条2項関係)」、3 手続の注意点」(P26~27)、「同、4 軽微な変更」(P27)を参照してください。

VIII その他の手続

1 大型店の廃止の手続（法第6条第5項関係）

1-1 届出の要否

設置者は、次の事項に該当する場合には、届出が必要です【法6⑤】。
また、この届出は、既存店も対象となります。

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① 大型店を廃止する場合（建物の取り壊し、小売業以外の用途への変更等） ② 店舗面積を 1,000 m ² 以下にして営業を継続する場合	法6⑤	×	×	×	×

1-2 廃止の手続

(1) 大規模小売店舗廃止届出書の提出

設置者は、大型店の廃止の届出を行う場合には、大規模小売店舗廃止届出書（規則様式第4）を持参又は郵送により窓口へ 1部 提出してください【法6⑤】。

(2) 届出の公告

本市は、廃止の届出があった場合には、その旨を公告します【法6⑥】。
なお、公告は、市公報への掲載により行います【要綱5】。

2 承継の手続（法第11条第3項）

2-1 届出の要否

次の事項に該当する場合は、本市への届出が必要です【法11③】。
ただし、既存店は届出不要ですが、市への報告をお願いします。

届出・報告が必要な場合	根拠法令	8ヶ月制限	説明会	住民等意見	本市意見
① 建物の売買・譲渡等により所有者、住所を変更した場合 ② 会社合併・分割により商号、住所を変更した場合 ③ 相続等により所有者、住所を変更した場合	法11③	×	×	×	×

2-2 承継の手続

大型店を譲り受けたり、相続、合併、分割により設置者の地位を継承した者は、遅滞なく、承継届出書（規則様式第7）を持参又は郵送により窓口へ 1部 提出してください【法11③、規則19】。

3 報告（法第14条）

3-1 設置者の報告

本市は、設置者に対して次の事項に関する報告を求めることがあります【法14①】。

- | |
|----------------------------------------------------------------|
| ① 駐車需要の充足その他による大型店の周辺地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項 |
| ② 騒音の発生その他による大型店の周辺地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項 |

3-2 小売業者の報告

本市は、設置者に対して報告を求める場合で、特に必要があると認めるときは、小売業者に対して次の事項に関する報告を求めることがあります【法14②】。

- | |
|----------------------|
| ① 小売業の開始日 |
| ② 小売業者の店舗の店舗面積・位置 |
| ③ 小売業者の店舗の運営方法に関する事項 |